

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）25条4項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年11月2日付けで行った令和2年度分の事業所得に係る個人事業税賦課処分（内容は、別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本件会社1の勤務時間のもと雇用されている。社会保険料を納めている。事業専従者及び従業員を有していない。業務上発生した損害は企業が責任を負う。勤務時間は決っている。会議は毎週決っている。休暇も企業の承認が必要。他の事業認められていない。自分の希望ではない転勤、配置替をよくされる。上長の指示

のもと業務報告を実施することに対する保障給がある等の点から、上記記載の処分は不当であります。「コロナ禍で収入の減少、親の介護が発生し、大変でも、個人事業でないという理由で金融公庫からの借入もできませんでした。国は個人事業ではないという判断をしています。」

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 5月 19日	諮問
令和 4年 7月 29日	審議（第68回第2部会）
令和 4年 8月 26日	審議（第69回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 事業税の納税義務者について

法72条の2第3項によれば、個人が行う事業に対する事業税は、第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課するとされている。

そして、同条8項は、「第一種事業」として、23号に「代理業」を掲げている。

(2) 個人事業税の課税標準等について

ア 課税標準等について

個人事業税の課税標準は、法72条の49の11第1項において、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による旨を定めている。なお、条例も、38条1項に同旨の規定を置いている。

そして、法72条の50第1項によると、個人が行う事業に対し事業税を課する場合には、原則として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち、事業所得について当該個人が税務官署に申告した課税標準を基準として事業税を課するものとされている。

イ 事業主控除について

法72条の49の14第1項によれば、事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上2,900,000円を控除するとされている。

ウ 個人事業税の標準税率について

法72条の49の17第1項1号によれば、第一種事業を行う個人に対する個人事業税は、所得（法72条の49の11第1項及び条例38条1項）に100分の5の標準税率によって定めた率を乗じて得た金額とするとされている。

エ 青色申告について

所得税法143条によれば、事業所得を生ずべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書を青色の申告書により提出することができることされており、同法144条は、その年分以後の各年分の所得税につき同法143条の承認を受けようとする者は、その年の3月15日までに当該業務に係る所得の種類その他財務省令で

定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされている。

オ 賦課徴収に関する申告について

法72条の55第1項によれば、個人事業税の納税義務者で、法72条の49の12第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が、法72条の49の14第1項の規定による控除額（2,900,000円）を超えるものは、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、当該年の前年中の事業の所得その他当該事業の所得の計算に必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告しなければならないとされている。ただし、個人事業税の納税義務者が前年分の所得税につき確定申告書（所得税法2条1項37号）を提出した場合には、その日に、事業税の申告がされたものとみなすとされ（法72条の55の2第1項）、その場合、確定申告書に記載された事項のうち事業税の申告に必要な事項に相当するもの及び確定申告書に附記された事業税の賦課徴収につき必要な事項は、事業税の申告がされたものとみなすとされている（法72条の55の2第2項及び3項）。

2 「事業を行う個人」及び「事業」並びに「代理業」に関する総務大臣通知及び東京都主税局長通達について

- (1) 地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付総税都第16号（全部改正）総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）によれば、事業税の納税義務者である「事業を行う個人」に当たるか否かの判断基準について、事業を行う個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいうものであるとした上で、「他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているというこ

とのみの理由で直ちに法上『事業を行う者』に該当しないとはいえず、「その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること」とされている（取扱通知第3章・第1節・第1・1の5・(2)）。

(2) 東京都では、個人事業税の課税事務の運営に当たり、「個人事業税課税事務提要」（平成24年8月1日付24主課課第153号東京都主税局長通達。以下「事務提要」という。）を策定している。

ア 事務提要においては、事業税における「事業」の定義について、「事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」としている（事務提要第3章・第1節・第1・1・(1)）。

イ 上記1・(1)のとおり、第一種事業に該当するものとして、法72条の2第8項23号により、「代理業」もこれに含まれることとされているところ、事務提要では、代理業は、①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが必要であるとする。

そして、代理業の認定基準に関して、「個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき

認定を行う」とした上で、「個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業所を有し、営業費を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為について手数料を歩合的に受け取っているものであること。身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行うこと。」としている（同・第23・1、同2・(1)）。

ウ 事務提要における留意事項としては、「外交員、外務員等の名称や名目上の契約にかかわらず、実態として代理業の定義を満たす場合には代理業に該当する。外交員、外務員等の課税の可否については、過去に具体的な個々の事例に関して関係府県と自治省との間に照復が行われ、課税対象外と示された例があるが、これらの行政実例はいずれも具体的な事例について個別に判定の結果を指示しているに止まり、代理業に該当する外交員、外務員等までを課税対象外とする趣旨ではない。」とする（同・3・(4)）。

エ 事務提要において付随収入とは本体事業の活動に関連して行われる業務から生じる収入であるとされ、付随収入と認められるものについては、原則として本体の事業に含めて取り扱えばよく本体事業と区分して業種判定等を行う必要はないとされている（同・第5・1及び2）。

また、個人事業税においても、所得税における付随収入とその意義をほぼ同じく取り扱うため、「事業の遂行に付随して生じた収入」（昭和45年7月1日付直審(所)30（例規）（審）「所得税基本通達の制定について」27-5）に掲げるような収入は、個人事業税の課税標準の算出上、課税

対象収入として取り扱ふとされ（同・3・(1)）、通常本体事業の付随収入とされるものとして、本体事業と関連性のある講師料等の収入を挙げている（同・(2)）。

3 以上を前提に、まず本件について、請求人が「事業を行う個人」とであると認めることができるか否かについて、以下、検討する。

(1) 本件申告書類によると、請求人は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までにおいて、本件会社1のために、生命保険外交員として、平常の業務として保険募集業務及びそれらに関連する一切の業務（以下「本件外交員業務」という。）を行っていたもので、本件外交員業務の遂行により、本件会社1から、歩合制により外交員報酬の支払を受けていたことが認められる。

また、請求人は本件会社1からの依頼を受けて行ったセミナー講師業務（以下「本件セミナー講師業務」という。）の遂行により、本件会社2から、セミナー講師報酬の支払を受けていたことが認められる。そして、外交員報酬及びセミナー講師報酬を、請求人の令和元年における収入のうち、営業等による収入として、所得税法143条の規定する青色申告の方法を利用して、〇〇税務署長に対して申告を行ったものであると認められる。

(2) 本件申告書類によると、請求人は、本件外交員業務により、本件会社1から38,402,728円、本件セミナー講師業務により、本件会社2から108,000円のそれぞれを報酬として得る一方で、上記収入を得るための経費として、セミナー消耗品費等について、2,757,797円を、租税公課について、2,186,520円を、給料賃金について、2,032,000円などを負担し、これらをいずれも経費として計上していることが認められる。

そして、上記(1)のとおり、本件セミナー講師業務は、本件会

社1の依頼に基づいて実施したものであり、本件外交員業務に関連して行われた付随的な業務と解されるところ、上記各種経費としての支出の合計額（16,521,827円）が、営業等に係る事業収入の額（38,510,728円）に対して、約42.9パーセントの割合に相当することからすれば、請求人が本件各会社から支給されている外交員報酬及びセミナー講師報酬は、請求人が単に一従業員として本件会社1に労務の提供を行い、本件会社1から受ける一定の空間的、時間的な拘束の下、継続的ないし断続的に本件会社1に対して労務又は役務の提供をした結果、それに応じた対価として本件各会社から提供されたものと評価することは困難というべく、むしろ、このような収支の結果は、各種経費を、自らの裁量判断のもとに自ら負担することによって、本件外交員業務及び本件セミナー講師業務を遂行して収入を得る結果をもたらした請求人自身に帰属するものとみるべきであり、請求人は、自己の危険と計算において本件外交員業務及び本件セミナー講師業務を行っていることを認めるのが相当である。

また、本件外交員業務は、歩合制報酬であるその性質上、営利又は対価の取得を目的として行われるものであることは明らかであるし、本件青色申告決算書の「月別売上（収入）金額及び仕入れ金額」において、毎月売上の計上があることを確認できることから、反復継続して行われているものであることも明らかである。

そうすると、本件外交員業務は、営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において、独立的に反復継続して行われる経済行為であると認められるから、事務提要のいう「事業」に該当し（2・(2)・ア）、請求人は、事業を行う個人であると認められる。

(3) 請求人の行う事業の業種判定について

請求人は、本件確定申告書において自らの職業を「生命保険外交員・セミナー講師」と申告しており、本件各会社から請求人に対し、請求人の営業収入全額について「外交員報酬」及び「セミナー講師報酬」が支払われていることが明らかであり、本件外交員業務の対価として歩合制による報酬を得ているものと認められるが、一般に「外交員」とは、「事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者」と解されている（関東信越国税不服審判所平成11年3月11日裁決・国税不服審判所ウェブサイト・公表裁決事例登載・裁決事例集No. 57—206頁）参照）。

また、保険業法は、2条26項において、「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいうと規定しているところ、本件外交員業務において行われる「保険募集」の具体的内容としては、保険契約の締結の勧誘、その勧誘を目的とした保険商品の内容説明、保険契約の申込みの受領及びその他の保険契約の締結の代理又は媒介といった行為をいうものと解される（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針（平成28年8月、なお令和2年12月改定後も同様）」Ⅱ-4-2-1・(1)）。

保険業法275条1項は、同項各号に定める者が同項各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならないと定めているところ、同項1号には、「次条（特定保険募集人は同法の定めるところにより内閣総理大臣の登録を受けなければならない旨を定める同法276条を指す。）の登録を受けた生命保険募集人 その所属保険会社等のために行

う保険契約の締結の代理又は媒介」と規定されている。また、同法276条の登録の申請があった場合は、同法の規定により登録を拒否する場合を除いて、内閣総理大臣は直ちに登録しなければならない旨が定められている（同法278条1項）。

請求人については、保険業法278条1項による登録がなされていることから、同法275条1項1号にいう生命保険募集人として、本件会社1のために保険契約の締結の代理又は媒介を行っているものであると認められる。

このことを事務提要に照らしていえば、請求人は、本件外交員業務を行うについて、①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する業務を行う者であると認められるものである。なお、その業務遂行の態様は、単なる従業員としての労務の提供に止まらず、④「独立した事業である」と認められる性格のものであることは、上記(2)のとおりであるから、本件外交員業務は、事務提要が掲げる代理業としての要件（2・(2)・イ）を充たしていることが認められる（付言するに、自治省府県税課編「事業税逐条解説」（地方財務協会刊）22ページにおいては、「事業」とは、「一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に行う業務をいう」とされているが、生命保険募集人として請求人が行っている本件外交員業務は、ここにいう「事業」に該当するものと解せられる。）。

以上のことから、請求人が生命保険外交員として行う本件外交員業務は、個人事業税の課税対象である第一種事業（法72条の2第3項）である「代理業」（同条8項23号）に当たるものと認められるものである。

- 4 次に、本件処分における税額について、その算定が適正か否かを検証する。

上記3により、請求人は、代理業を行う者として個人事業税の納税義務者と認められるところ、令和元年における請求人の事業の所得の金額は、事業主控除の額290万円を超過するものと認められるから、当該事業の所得の計算に必要な事項を申告する義務を負うものであるが、同年の所得につき〇〇税務署長に対し本件申告書類の提出がなされているため、個人事業税についても申告があり、青色申告特別控除の適用を受けた旨についても申告がなされたものとみなされることとなる（1・(2)・オ）。

そこで、本件申告書類を基にして個人事業税の課税標準を算定するに、〇〇税務署長に申告された請求人の令和元年の事業所得の額は、21,338,901円であるところ、この金額は、国税に固有の青色申告特別控除（租税特別措置法25条の2）を適用した後の金額であるため、同控除額として計上された650,000円については、個人事業税の課税対象とする所得の計算上は上記申告にかかる事業所得の額にこれを加算し、そこから個人事業税における事業主控除の額2,900,000円（法72条の49の14第1項）を減じて得た19,088,000円（法20条の4の2第1項の規定により、千円未満の端数金額は切り捨てる。）が課税標準額となるものである（1・(2)・ア及びイ）。

そして、代理業は第一種事業であるから（1・(1)）、上記により求めた課税標準額19,088,000円に、第一種事業について東京都において課する個人事業税の税率100分の5（法72条の49の17第1項1号及び条例39条の3第1号）を乗じた額954,400円（法20条の4の2第3項の規定により、百円未満の端数金額は切り捨てる。）が、請求人に賦課すべき令和2年度の個人事業税の税額となるものである。

本件処分における税額954,400円（別紙処分目録参照）

は、これに一致しており、違算等の事実は認められないことは明らかである。

5 以上のとおり、本件処分は、請求人に対して、同人が令和元年において行った第一種事業である代理業について、法令等の定めに基づき個人事業税を課し、かつ適正な課税標準を基礎として税額を算定したものであり、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

6 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張し、請求人は本件会社1のもと雇用されており、社会保険料を納めている等のことから、請求人の行う業務は個人事業に当たらない旨主張している。

しかし、個人事業税の課税要件の検討においては、他の諸法規において雇用者として取扱いを受けていることのみで直ちに事業を行う者に該当しないと判断すべきではないこと（取扱通知第3章・第1節・第1・1の5・(2)）、身分的従属関係のみを重視すべきではなく、実質的に自己の責任において営業行為とみなしうる収支計算を行っているかどうかについて十分調査をすべきこと（事務提要第3章・第2節・第23・2・(1)）が求められている。

そして、これらのことを踏まえた上で検討した結果、請求人は独立して事業を行っている個人と認めることが妥当であることは、上記第6・3・(2)に述べたとおりである。本件外交員業務については、請求人と本件会社1との間に一定の従属関係はあるとはいえ、営業の相手方や営業の方法の選択等その他実際の営業活動については、本件会社1の指揮命令に従ってその拘束の下に遂行するという要素が支配的であるとは推測できず、むしろ、当該営業活動は、いかなる経費を投入して売上を得るのか等について、請求人の裁量により、その危険と計算において行われてお

り、収支の結果は請求人に属していると認められるべきものである。そうである以上、請求人と本件会社1との間で雇用契約が締結されていることは、上記認定の妨げにはならないものというべきである。

また、請求人は、個人事業でないという理由から金融公庫からの借入ができず、国は個人事業ではないと判断している旨主張しているが、請求人が、個人事業税賦課の対象となると認められるのは上記3のとおりであって、金融公庫からの借入に関し、国が請求人について個人事業ではないと判断したからといって、本件処分が違法又は不当であるものとは認められないから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

7 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)